

株式移転に係る事前開示書面
(会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 206 条に基づく開示事項)

2024 年 2 月 14 日

株式会社構造計画研究所

2024年2月14日

株式移転に係る事前開示書面

東京都中野区本町四丁目38番13号

日本ホルスタイン会館内

代表執行役会長 服部 正太

代表執行役社長 渡邊 太門

当社は、2023年2月13日付で作成した株式移転計画書（以下「本株式移転計画書」という。）に基づき、2024年7月1日を成立日（予定）として、単独株式移転の方法により、当社を株式移転完全子会社、新たに設立する株式会社構造計画研究所ホールディングス（以下「持株会社」という。）を株式移転設立完全親会社とする株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うこととしました。

本株式移転に際して、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条に定める開示事項は以下のとおりです。

1. 株式移転計画書の内容

別添の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりです。

2. 株式移転の対価の相当性に関する事項

(1) 交付する株式数及びその割当ての相当性に関する事項

本株式移転は、当社単独の株式移転によって完全親会社である持株会社1社を設立するものであり、本株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様の不利益や混乱を与えないことを第一義として、株主の皆様が所有する当社普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることとしました。このため、第三者機関による株式移転比率の算定は行っていません。

本株式移転により、持株会社が交付する新株式数は、5,500,000株を予定しています。但し、本株式移転による持株会社の設立までの間に当社の発行済株式総数が変動した場合には、実際に持株会社が交付する新株式数は変動します。なお、本株式移転計画書において、持株会社の成立日の前日までに開催される当社の取締役会の決議により、当社が保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。）のうち、実務上消却可能な範囲の株式を、本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時までに消却することができる旨の規定を設けております。また、

本株式移転により持株会社が設立する時点において当社が自己株式を保有する場合には、当社が保有する自己株式1株に対して、その同数の持株会社の普通株式が割当交付されることとなり、当社は一時的に持株会社の普通株式を保有することになりますが、法令の定めに従い速やかに処分いたします。

(2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

持株会社の資本金及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的、規模及び設立後の資本政策等に照らして相当であると判断しています。

3. 株式移転に係る社債、新株予約権及び新株予約権付社債についての定めに関する事項

当社は社債、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておらず、該当事項はありません。

4. 株式移転完全子会社に関する事項

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は、現在のところ生じていません。

以上

株式移転計画書（写）

株式会社構造計画研究所（以下「当社」という。）は、単独株式移転の方法により、当社を株式移転完全子会社とし、株式会社構造計画研究所ホールディングス（以下「新会社」という。）を株式移転設立完全親会社として設立する株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、以下のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

第1条(新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、「株式会社構造計画研究所ホールディングス」とし、
英文では「KOZO KEIKAKU ENGINEERING HOLDINGS Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は、東京都中野区とし、本店の所在場所は、東京都中野区本町四丁目38番13号日本ホルスタイン会館内とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、21,624,000株とする。

2. 前項に定めるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙の定款に記載のとおりとする。

第2条(新会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称)

1. 新会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

取締役 服部 正太

取締役 渡邊 太門

取締役 木村 香代子

取締役 郭 献群

取締役 荒木 秀朗

取締役 水野 哲博

取締役 中込 秀樹

取締役 本荘 修二

取締役 新宅 祐太郎

取締役 加藤 嘉一

取締役 根本 博史

取締役 今泉 泰彦

2. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

会計監査人 清陽監査法人

第3条(本株式移転に際して交付する新会社の株式及びその割当て)

1. 新会社は、本株式移転に際して、本株式移転により新会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の当社の株主名簿に記載又は記録された当社の株主に対し、その保有する当社の普通株式に代わり、当社が基準時において発行している普通株式と同数の新会社の普通株式を交付する。
2. 前項の規定により交付される新会社の株式の割当てについては、基準時における当社の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社の株式1株につき、新会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条(新会社の資本金及び準備金)

新会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

1. 資本金の額 1,010,200,000 円
2. 資本準備金の額 252,550,000 円
3. 利益準備金の額 0 円

第5条(新会社の成立の日)

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社成立日」という。）は、2024年7月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第6条(株主総会)

1. 当社は、2024年3月18日に、株主総会を開催し、本計画の承認及び必要な事項の決議を求めるものとする。
2. 当社は、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、前項に定める株主総会の開催日を変更することができる。

第7条(新会社の上場証券取引所)

新会社は、新会社設立日において、その発行する普通株式について株式会社東京証券取引所のスタンダード市場への上場を予定する。

第 8 条(新会社の株主名簿管理人)

新会社の株主名簿管理人は、三菱 UFJ 信託銀行株式会社とする。

第 9 条(自己株式の消却)

当社は、新会社成立日の前日までに開催される取締役会の決議により、当社が保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第 806 条第 1 項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。）のうち、実務上消却可能な範囲の株式を、基準時まで消却することができる。

第 10 条(事情変更)

本計画の作成後、新会社成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、又は本計画の目的の達成が困難となった場合には、当社は、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第 11 条(本株式移転計画の効力)

本計画は、当社の株主総会において本計画の承認が得られない場合又は法令に定められた関係官庁の認可が得られない場合は、その効力を失う。

2024 年 2 月 13 日

東京都中野区本町 4 丁目 38 番 13 号
日本ホルスタイン会館内
株式会社構造計画研究所
代表執行役会長 服部 正太
代表執行役社長 渡邊 太門

別紙

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社構造計画研究所ホールディングスと称し、英文では KOZO KEIKAKU ENGINEERING HOLDINGS Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を管理することを目的とする。

- (1) 技術コンサルタント業務
 - (2) 建築設計及び構造設計並びに監理業務
 - (3) 情報処理にかかわるソフトウェアの開発・保守及び運用業務
 - (4) インターネット、ワイヤレス無線、データ解析及び情報配信システムの開発、販売並びに研究業務
 - (5) 技術図書の出版業務
 - (6) 技術教育セミナー等の研修業務
 - (7) 不動産の賃貸業務
 - (8) 新規分野開拓のための投資
 - (9) 人材派遣及び紹介業務
 - (10) 前各号に規定する業務に附帯又は関連する業務
- 2 当社は、前項各号に附帯又は関連する一切の業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中野区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
- (3) 執行役
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、21,624,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱い並びに手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。

- 2 株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役又は執行役が行う。当該取締役又は当該執行役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ

め定めた順序に従い、他の取締役又は執行役が株主総会の議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は、3 名以上とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催する

ことができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 指名委員会等

(各委員の選定)

第27条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

(各委員会規程)

第28条 各委員会の権限その他各委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、各委員会の規程による。

第6章 執行役

(執行役の選任)

第29条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(任期)

第30条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(代表執行役の選定)

第31条 代表執行役は、取締役会の決議によって、執行役の中から選定する。

(執行役の責任免除)

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役(執行役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締

役会の決議によって免除することができる。

第7章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第33条 会計監査人の選任決議は、株主総会において、出席した株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

- 2 会計監査人の解任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(会計監査人の任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であったものを含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第8章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年7月1日より翌年6月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当社は、剰余金の配当その他の会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日、6月30日、9月30日及び12月31日とする。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 未払の配当金には、利息をつけない。

附則

(最初の事業年度)

第1条 第36条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から

2025年6月30日までとする。

(附則の削除)

第2条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除する。

以上